

特定非営利活動法人自立支援ネットにいがた 役員等職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自立支援ネットにいがた(以下「当法人」という)の定款第15条の規定に基づき、役員等の権限を定め、業務の違法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 役員は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(適用範囲)

第3条 この規程における役員等とは、以下のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令、定款及び各規程の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参加する。

(理事長)

第5条 理事長は、当法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者として、当法人を代表し、法令、定款及び各規程に従い、その業務を執行する。

2 理事長の職務権限は、以下のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成する事。
- (3) 決算に関すること。
- (4) 理事会・総会その他重要な会議に関する事。
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関する事。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関する事。
- (8) 人事制度、給与制度に関する事。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関する事。
- (10) 職員の昇給、昇格及び承認に関する事。

- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関する事。
- (12) 役職員の出張に関する事。
- (13) 重要な契約の締結に関する事。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関する事。
- (15) 重要な業務の委託又は受託に関する事。
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関する事。
- (17) 事業資金の借入又は償還に関する事。
- (18) 予備費の使用に関する事。
- (19) 予算の流用に関する事。
- (20) 基金に関する事。
- (21) 会費に関する事。
- (22) 訴訟行為・損害賠償等に関する事。
- (23) 労働契約に関する事。
- (24) 登記に関する事。
- (25) 寄附金の受入に関する事。
- (26) その他法人の重要事項に関する事。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、以下のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この団体の業務を執行する事。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたとき、理事長の業務の執行に係る職務を代行する事。

第3章 監事の職務権限

(監事の職務権限)

第7条 監事の職務権限は、以下のとおりとする。

- (1) 理事の業務執行の状況の監査。
- (2) 当法人の財産の状況の監査。
- (3) 前2号の監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合、総会又は所轄庁への報告。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合、総会の招集。
- (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事への意見陳述、若しくは理事会の招集の請求。
- (6) 事業年度終了後、事務局より事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査。日常の監査を踏まえて監査報告書を作成し、総会に提出する事。

(監事の職務に対する協力義務)

第8条 前条に掲げる監事の職務執行については、事務局はその補助を行い、理事は協力しなければならない。

第4章 改 廃

(改廃機関)

第9条 この規程を改正・廃止するためには、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は令和5年12月3日から施行する。